

令和 8 年度四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力 PR 事業運営委託業務仕様書

この仕様書は、四国 4 県連携推進事業の一環として、四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力 PR 事業協議会が主体となって受託者に委託して実施する「四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力 PR 事業」を、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託事業名

令和 8 年度四国 4 県連携関西圏観光・特産品魅力 PR 事業運営委託業務

2 業務の目的

経済活力が高まる関西圏において、4 県が連携して四国の魅力を発信することによる相乗効果やスケールメリットを生かした効果的な PR を実施することで、観光誘客、県産品の販売拡大、四国エリアのファン獲得等につなげることを目指す。

3 期間及び場所等

名称：秋のしあわせまるっと四国めぐりフェア

期間：令和 8 年 11 月 21 日（土）～11 月 23 日（月・祝）

10：00～19：00 ※最終日は 17：00 まで

場所：京都河原町ガーデンイベントスペース

（京都府京都市下京区四条通河原町東入真町 6 8 番地）

4 業務内容

- （1） イベント開催準備から当日の実施にあたって、運営業務や全体管理および調整を行うこと。必要に応じて運営マニュアル等を作成すること。
- （2） 別紙「会場レイアウトイメージ」をもとにイベントが実施できるよう、必要な長机、のぼり用取付器具、レジ、買物カゴ等、販売に必要な備品類の手配及び搬入出、設営撤去を行うこと。
その他、会場の京都河原町ガーデンイベントスペースから設置を求められた備品等がある場合は、本業務において手配・設置すること。
- （3） 効率的な事業実施のため集中レジ方式とする。集中レジを 2 台設置し、現金やクレジット決済、QR コード決済等に対応するとともにその運営を行うこと。
レジへの商品登録および販売実績データの提供、売上金の精算を行うこと。
- （4） イベントの実施運営にあたり、必要なスタッフ（統括管理、搬入出・設営、レジ対応、着ぐるみアクター等）を確保すること。
※ 各県ブース対応、ご当地キャラクターアテンドに関する人員等は積算不要。
※ ご当地キャラクター 4 体の着ぐるみアクターとして 2 名確保すること。
- （5） 搬入物品を事前荷受し、会期前日に会場控室に搬入、会期初日の設営時に各ブースに分荷すること。会期終了後は会場より各指定場所への返送手段を手配すること。

- (6) 各日イベント終了後、可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、ダンボール等のごみを回収し、適切に処分を行うこと。
- (7) 四国4県の観光・特産品PRイベントの大判PRパネルを2台作成し、イベント会場に安全に掲示すること。なお、PRパネルには、イベントスケジュールを記載すること。デザインはデータ入稿とする。
- (8) イベントの周知を図るため、事前告知用に配布するA4両面チラシを2,500部作成し、委託者の指定先に納品すること。デザインはデータ入稿とする。
- (9) 本委託業務にあたり必要となる官公庁等への許諾等（営業許可申請等）に関する申請書類の作成および提出等の業務が発生する場合は、受託者が行うこと。
- (10) 会場使用料は委託者が別途負担するため、本委託事業での支払いは不要である。

5 運営管理

- (1) 受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように運営管理を徹底すること。運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑かつ確実に事業を推進できる能力を有すること。
- (2) 本事業に関わる計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、対応策を提示し、委託者の承認を得た上でこれを実施すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、運営体制図と事業計画書を作成し、委託者に提出すること。また、委託者からの求めに応じて、事業計画の進捗状況を都度報告すること。
- (4) イベント開催期間中は、安全管理を徹底することとし、受託者のスタッフが常時対応できるようにすること。
- (5) 荒天時の突発的なトラブル対策等、関係者間で情報共有ができるように危機管理体制を確立すること。

6 業務委託期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

7 実績報告

本業務完了後、イベントの実施結果をまとめた「委託業務完了報告書」を速やかに提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 本委託業務を実施するにあたり、委託者やイベント出展者等関係者との十分な協議・調整を行うこと。
- (2) 本事業の実施により知り得た個人情報については、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 委託者は、本業務の履行につき著しく不当と認められるときは、その理由を明記した書面により必要な措置を講じることが要求することができる。
- (4) 受託者は、(3)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その

結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で通知しなければならない。

- (5) 業務の実施にあたり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (6) 自然災害や疫病の流行、それに準じる事態により委託業務の遂行が困難になった場合は、速やかに協議すること。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項は、必要に応じて、委託者と受託者とが協議のうえ定めること。